

知立市狭あい道路に係る後退用地に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、知立市における狭あい道路に関し、後退用地の確保及び適正な管理について必要な事項を定めることにより、生活道路の整備を促進し生活環境の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により指定された道路及び市長がこの要綱を適用する必要があると認めた幅員4メートル未満の道路をいう。
- (2) 後退線 法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線（市長がこの要綱を適用する必要があると認めた幅員4メートル未満の道路の場合にあっては、同項に規定する方法によりみなされる線）をいう。
- (3) 後退用地 狭あい道路と後退線の間^に介在する土地をいう。
- (4) 後退杭 後退線上の主要な位置に設ける杭又は^{びょう}鉋をいう。
- (5) 建築物等 法第2条第1号に規定する建築物その他の工作物及び植栽等をいう。
- (6) 所有権者等 狭あい道路に接する土地の所有権者、借地権者、抵当権者その他土地について使用収益又は処分の権限を有する者をいう。

(後退用地の申請及び承認)

第3条 所有権者等は、狭あい道路に接する敷地において法第6条第1項の規定に基づく建築確認等を受けようとするときは、あらかじめ後退用地に関する承認申請書（様式第1）を市長に提出し、承認を受けることとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、後退用地に関する承認通知書（様式第3）により通知することとする。

(後退用地の使用制限)

第4条 所有権者等は、後退用地について第6条第1項に規定する寄附を希望しない場合は、前条第1項の申請書に添えて後退用地の使用及び管理に関する誓約書（様式第2）を市長に提出することとする。この場合において、所有権者等は、当該誓約書に基づき、後退用地を適正に管理し、建築物等により一般の交通を妨げてはならない。

(後退杭等の設置)

第5条 第3条第2項の規定による承認を受けた所有権者等（以下「承認を受けた所有権者等」という。）は、市が支給する後退杭等により現地に後退線を明示し、後退杭等設置完了報告書（様式第4）により市長に報告することとする。

2 所有権者等は、第7条の補助金の交付を受けるときは、第12条の完了実績報告を提出することにより、前項の規定による報告を省略することができる。

(後退用地の寄附)

第6条 市長は、生活道路の整備促進及び災害時の避難路確保のため、後退用地が必要であると認めた場合は、寄附を受けることができることとする。

2 所有権者等は、後退用地の寄附を希望する場合は、あらかじめ後退用地寄附申出書（様式第5）により、市長に申し出ることとする。

(補助対象事業)

第7条 所有権者等は、前条第2項の規定により後退用地の寄附を申し出たときは、当該後退用地に係る測量及び分筆登記に要する費用（以下「測量費等」という。）について、市から補助を受けることができる。この場合において、建築行為等が一団の土地で行われるときの補助件数は、1件とする。

(補助金額)

第8条 前条の規定による補助金の額は、後退用地を寄附する際に必要となる測量費等の総額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1件50万円を上限とする。

(交付申請)

第9条 所有権者等は、第7条の規定による補助を受けようとするときは、後退用地測量費等補助金交付申請書（様式第6）に測量費等が明記された見積書その他の書類を添えて市長に申請することとする。

(交付決定)

第10条 市長は、前条の交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、後退用地測量費等補助金交付決定通知書（様式第7）により所有権者等に通知するものとする。

(補助対象事業の変更)

第11条 前条の交付決定を受けた者（以下「補助を受ける者」）は、補助対象事業の内容を変更する場合は、後退用地測量費等補助金変更交付申請書（様式第8）により、市長に申請することとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、後退用地測量費等補助金変更交付決定通知書（様式第9）により、

補助を受ける者に通知するものとする。

- 3 補助を受ける者は、補助対象事業が予定期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

(完了実績報告)

第12条 補助を受ける者は、補助対象事業が完了したときは、後退用地測量等完了実績報告書(様式第10)に測量及び分筆登記等の契約書の写し、測量費等が明記された領収書の写し、その他の書類を添えて市長に報告することとする。

(補助金の請求)

第13条 補助を受ける者は、前条の規定による事業の完了実績報告を行い、第6条第2項の後退用地の寄附が完了したときは、後退用地測量費等補助金請求書(様式第11)により、市長に補助金を請求することができる。

- 2 市長は、前項の補助金の請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(適用の除外)

第14条 第6条から前条までの規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しない。

- (1) 所有権者等が都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に規定する許可を受けて開発行為(自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うものを除く。)を行う場合
- (2) 所有権者等が知立市開発等事業に関する手続条例(平成19年知立条例第12号)第2条第2項第3号に規定する開発等事業を行う場合
- (3) 狭あい道路が土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条の規定による土地区画整理事業の施行区域内にある場合
- (4) その他市長が不相当と認める場合

(後退用地の管理及び整備)

第15条 市長は、第6条第1項の規定により寄附を受けた後退用地を適正に管理し、一定区間連続して確保できた場合は、速やかに舗装等の整備をすることとする。

- 2 市長は、所有権者等が管理する後退用地について、舗装等により整備する必要があると認められる場合は、後退用地工事施工承諾書(様式第12)により所有権者等の承諾を得て整備することとする。

(後退用地に係る固定資産税等の減免措置)

第16条 承認を受けた所有権者等が後退用地を道路として供用したとき、当該後退用地に係る固定資産税及び都市計画税の減免について、所有権者又は納税管理

人等は、固定資産税減免申請書により、市長に申請することができる。

2 市長は、前項の減免申請があったとき、現地の後退杭を確認し、後退用地が道路として公共の用に供されていた場合に限り、原則として翌年度から減免の措置を講じることとする。

3 市長は、前項の規定による措置を講じた後退用地がこの要綱の規定に違反して使用され、又は管理されていると認めるときは、当該措置を取り消すものとする。

(隅切り部分の買収)

第17条 市長は、狭あい道路に係る交差点の隅切り部分について、必要があると認めるときは、これを買収することができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。